

江戸の不倫考

①

史料C 御定書百ヶ条

密通の事

- 一 密通の妻、同男死罪
- 一 密通の男女を殺候時、密通に無紛は無構
- 一 密夫を殺候時、女ふよ致候はゞ死罪
但、密夫逃去候はゞ、妻は夫心次第
- 一 女同心無之密通申掛、或は家内へ忍入候男を夫殺候時、不義申掛候証拠於不埒は中追放
- 一 致密通、実の夫を殺候もの、引廻の上磔、但実の夫を殺候様勸候もの、手伝男、獄門
- 一 同、実の夫に疵付者、獄門
- 一 主人の妻と密通の男、引廻獄（門脱カ）
但、女死罪、同手引死罪
- 一 夫有之女、得心無之に押て致不儀候はゞ頭取獄門
但、大勢にて致不義候も頭取獄門、同類重追放
- 一 養母、養娘、并姑と密通の男女共獄門
- 一 姉妹、伯母、姪と致密通候者、男女共遠国、非人の手下

②

- 一 離別状不差遣、後妻を呼候者、所払
但、利欲に抱り候はゞ家財取上、江戸払
- 一 離別状不取、他へ嫁候女、髪切候て親類へ相帰す、但取持候者過料
- 一 離別状無之女、他へ縁付候はゞ、親元過料、但呼取候間過料
- 一 主人の娘と密通の者、手引取払
- 一 幼年の者へ致不義、怪我させ候者遠島、但心得無之に押て致不義候もの、重追放
- 一 下男下男（女カ）の密通、主人へ渡すべし
- 一 他の家来、又は町人等下女と密通、忍入候はゞ男江戸払、女主人心次第
- 一 夫有之女へ艶書を度々為取替候得共、密通不致、不義紛於無之は男女共中追放
- 一 男女申合、不義にて相对死候はゞ、死骸取捨為葬申間敷事
(中略)

右の趣達上聞極候、其掛御役の外、有他見聞鋪者也

(寛政二壬戌年三月廿七日)

- 寺社奉行 牧野越中守
- 同 大岡越前守
- 大目付 石河土佐守
- 町奉行 嶋長河内守
- 同 北野対馬守
- 御勘定奉行 木下伊賀守
- 同 神谷志摩守
- 惣奉行印有

文政二己卯年十月写書

③

史料D 奉行所の判例

D1 主人の妻と密通

明和九辰年御渡

大坂町奉行伺

一 主人の妻へ密通申懸、右妻自滅仕損候
一件

当時無宿

喜八

右のもの儀、主人の妻へ押て密通申懸、不致
得心候はゞ、恨の仕方有之候旨、申威候より事起、
主人喜右衛門儀、妻ますを離縁いたし、ます儀
喜右衛門に被疑候儀と相察、自害仕損候、及恩義候段
重々不屈至極に付、獄門可申付旨、大坂町奉行
相伺候処、磔にても可有之哉の段、久世出雲守
申上候

此儀、主人の妻へ密通申懸候より事起、右妻
自滅致懸候は、出雲守申上候通、主人へ為手負候に
似寄候科に御座候。御定書に、主人へ為手負候
もの、晒の上、磔と有之、為手負候よりは趣意
軽き方にも御座候処、差当、例も相見不申
候間、右御定を見合、出雲守申上候通、不及
晒磔

評議の通済

④

一 喜右衛門呼出、相尋候処、不埒の筋相聞不申由、
吟味書朱書に申上候得共、急度叱りにて可然哉
の段、久世出雲守申上候

此儀、吟味書の趣は、密通不得心の由申答
候はゞ、意趣差言候儀も難斗候由、得心の趣
返書差遣候様、ますへ致差函、其上喜八斗
暇遣候ては猶又意趣言可申と心附、一旦ますを
離縁いたし候はゞ、ます、并親嘉右衛門へも
其訳可申聞置候、無其儀段不取ひいたし方
不埒に付、卒忽迄共難申可有御座哉に付、
差当り例は相見不申候得共五十日押込

此夫嘉右衛門不取ひ取計ひ御座候一件
の内、喜八御仕置ゆるみ可申哉と再心
評議仕候処、主人へ為手負候もの有之
候節、主人親族の内、手伝候ても、右下人の
御仕置はゆるみ申間敷哉に付、喜八御仕置
本文の通評議相決申上候

一 一旦ますを離縁いたし、追ては再縁仕候心底にて
ます不義無之段は及見罷在候由、喜右衛門申口
朱書の内に有之、ます儀も再縁の儀相願候旨
申上候

此儀再縁いたし候共、不及沙汰筋御座候間
其旨可申渡

評議の通済

⑤

D2 離縁状なき女と密通

寛政十二申年御渡

町奉行 根岸肥前守伺

一 神奈川宿利兵衛店長五郎方に居候無宿

重五郎密通いたし候一件

神奈川宿次兵衛店

長五郎方に居候由申立候

当時無宿

重五郎

右のもの儀、身持放埒にて親元久離に逢、在々

紺屋手間稼いたし、野州栃木町に罷在候節

勇吉方へ髪結に度々罷越候処、同人伊勢

参宮の留守中に、養娘相果、妻とよ取昇候に付

此もの儀、とよへ力を附遣し候儀有之処、とよ

申候は、夫勇吉儀、伊勢参宮より生国江州へ

相廻り、彼地には老父も有之候処、兄は病身故

介抱不行届趣に付、逆も立戻り候儀は難致間

離別と心得候様申置、今以沙汰も無之間、身分

片付度旨申に付、夫より密通いたし、神奈川宿

にて渡世可致と申合、同五月中、とよを連退

同宿長五郎方へ連参り候得共、長々世話にも

難成、とよも得心の儀に付、遊女奉公に出し

右給金を稼溜候金子と申、親元久離の詫

可致と、長五郎、并与兵衛・清八郎を頼、新吉原町

⑥

喜三郎方へ遊女奉公に差出、給金拾貳両の内

四両は、とよ親元へ渡り合の入用に与兵衛へ遣、

四両と錢三百文余を所持いたし、相残る分

衣類買受、其外雑用等に遣捨候始末、勇吉離別と

心得候様、とよ事もよりへも申聞候趣等吟味の上

無相違儀に候得共、未離縁状も不受内、右及

始末候段、不届に付、重追放

此儀、一通りに候得ば、死罪相当のものに御座

候得共、とよ夫勇吉儀、伊勢参宮より生国

江州へ罷越候節、若不立帰候はゞ、離縁と

心得、身分片付候様申置、養父新兵衛へも

右の趣申聞、勇吉出立後一ヶ月余り相立

候ても不立帰候間、身分片付度旨、とよ

申聞候より、同人と密通いたし候ものに候得ば

密夫の御定へは難引当、根岸肥前守

差上候別紙例書の鍋吉は定助女房かねと

密通いたし候得共、定助はかねを女房にいたし

置候上、尚又そのを女房にいたし、人別帳へも

そのを女房の積り書出置、かねは妹の積り

いたし候得共、離縁の儀は不申聞ものに有之、

今般の重五郎は前書の通、勇吉不立帰

候はゞ離縁の心得候様申置候儀故、例の鍋吉

よりは品軽御座候間、伺の通重追放

評議の通済

D3 相对死

寛政二戌年御渡

大坂町奉行

小田切土佐守伺

一 主人の娘と相对死いたし候一件

一 去る三日御渡被成候小田切土佐守申上候主人の

娘と相对死仕候もの御仕置伺書、一覽仕候処、

摂州亀原郡五毛村地内に、同郡大石村武太夫娘

はん、疵受け相果罷在、武太夫下人桑蔵も右

場所に自害仕損候躰にて存命に罷在候得共、言舌

不合分、五毛村へ預置、養生為致候内、不相叶

落命いたし、依之武太夫、初家内のもの共

吟味仕候処、武太夫儀、はん・桑蔵と上下九人

暮に罷在、去酉年十二月十八日夜五つ時頃、家内不残

臥り、同夜八つ時頃、武太夫小用に起候砌、はん儀

寢間に不罷在候間、家内もの呼起し候処、

桑蔵儀も寢間に居不申候に付、手分いたし

相尋候内、兩人共五毛村にて右躰及異変候様子

承り、驚入り候儀にて、兼ての様子は不存候得共、全く

密通いたし罷在、申合相对死いたし候事

にも可有之哉、外に心当りの儀無之旨親類一同申之

全桑蔵、下人の身分として主人の娘と密通

いたし、はんと相对死可致と申合、はんを殺害

いたし、桑蔵は自害仕損候儀と相聞、不届

至極に御座候間、塩詰の死骸、於右村方磔申付、

尤はん儀存命に候得ば非人手下に可相伺ものと

奉存候間、同人死骸は取捨

此儀、桑蔵も言舌不相分内、相果候儀には

御座候得共、武太夫申口、并場所の様子等、全

兼てはん、桑蔵密通の上、相对死申合

候儀に無紛相聞申候、意趣意恨を以主人の

娘を殺候もの、譬相果共、死骸塩詰の上、

磔に相成候儀は勿論の義に付御座候処、女も

可及死を得心の上、申合相果候儀に付、主殺と

申筋には有御座間敷、御定書に、不義にて

相对死いたし候もの、死骸取捨為葬申

間敷候、但一方存命に候はゞ下人、且主人の

娘と密通したし候もの中追放と有之候に

見合、いづれにも相对死は主殺と申には有

御座間敷哉に付、相对死の御定にて御仕置の

不及沙汰、兩人の死骸取捨申付、為葬申間敷

評議の通済

史料E 旗本家の悲劇

E1 「享和雜記」

十五 大井新左衛門 妻子を殺害の事

一 御小納戸年久敷勤て、当御膳番の番頭たる大井新左衛門と云は
愛宕白山に住り。御使番神尾市左衛門弟吉五郎を養子とし
けるが、奥方と不義の行ひ有しとて西九月十七日、退出すると、其
俣上下の俣にて兩人を斬殺したり。養子吉五郎は類ひなく

美男なれば、実家に居し頃、築地業平と美称しけるとぞ。此段
御届に及びし処、妻の忌服は受るに不及、養子の忌服は定式の
通請たりと云、吉五郎死骸は実家市左衛門方へ引取たり。妻の
死骸は取捨に可致旨差図により、馬の死たる如く取扱、運び賃五
両添て非人へ遣しければ、門前に妻の里方の家来待請て、十兩に
買取けるとかや、非人どもは新左衛門の蔭にて思ひよらぬ損財を得
たりと歎び咄すに付ても悪名は弥高く成行ける、此時新左衛門妻
と養子を殺害するを見て、用人は娘を連て出奔せり、其事に付て
異説様々あれども、慥になる事を知る人なし、其年も暮て明れば壬
戌の正月十一日、新左衛門御使番となれり、外間実も難有事に可有
之と人々は申居る処に同月十七日也、自害せしは正月十七日也、日こそ
多かるべきに、今日乱心自殺せしも不思議なれと此頃専に沙汰しあへり

つまも切妻 小袖も切子し着替には かさねて腹を きる物にして

E2 神尾家届出

養子遣候弟、養父致殺害候御届
私実弟大井吉五郎儀、西丸御小納戸大井新右衛門方之養
子に差遣候所、同人妻并倅吉五郎、昨十七日致殺害候段
申越候に付、相糺候處、相違も無御座候間、此段御届申上候
以上

御使番

九月十八日

神尾市左衛門

E3 「井上日記」享和二年正月十一日

一 御役替

御小納戸大久保田五郎、西丸御子
納戸大井新右衛門、寄合新庄
勝三郎、中奥御番村上大学
御小姓組山口和泉守組嶋田庄
五郎、秋元隼人正組近藤
勘右衛門、本多大隅守組長崎
弥之助、御書院番浅野中務
少輔組石丸勇之丞、御使番
被仰付

但此御小納戸大井新右衛門、去秋
奥方と養子不儀の事有

之候旨、奥方不儀を打捨

候に付、奥勤の義に付、出勤

難成、其節より昨日十日迄、病

氣候哉、引込有之候處、被為

召、今日登城、右の通被

仰付候